

大隅サイクルツーリズムプロモーション事業業務委託仕様書

1 事業の目的

現在、大隅管内各市町や各市町で組織する協議会等により、サイクルツーリズムに必要な自転車やサイクルステーションの整備、モデルコースの作成とそれらを掲載したパンフレットの作成が進められている。

そのような各市町の動きがある中、大隅地域のサイクルツーリズム振興のため、各市町や県において、PR時に使用できる映像素材を制作するとともに、需要増加へ向けて幅広い客層を取り込むための取組を行う。

2 履行期限

令和5年2月28日（火）

3 業務内容

- (1) プロモーションビデオの撮影・制作
- (2) 関西圏・鹿児島県内を中心としたプロモーションビデオを活用した広報
- (3) 大隅を実際に走るモニターツアーの実施

4 業務内容の概要等

(1) プロモーションビデオの撮影・制作

以下の内容を含んだ大隅管内モデルコースのプロモーションビデオを4種制作すること。

- ① 各市町が作成したモデルコース等を実際に自転車で周遊している様子。
- ② 近距離・中距離・長距離それぞれのプロモーションビデオの制作及びこれらの動画を組み合わせた総合的なプロモーションビデオの制作。

(2) 関西圏・鹿児島県内を中心としたプロモーションビデオを活用した広報

上記(1)で制作したプロモーションビデオを県HPや大隅管内各市町、関係団体（観光協会等）に提供し、大隅管内におけるサイクルツーリズムをPRするための素材として活用してもらう。また、主に関西圏在住者をターゲットとしたメディア媒体等やサイクルイベントでのプロモーションビデオの放送などの広報活動を企画・実施すること。

【PR例】

- ・ YoutubeやInstagramなどSNSでの情報発信
- ・ 駅など街頭モニターなどを使用した情報発信
- ・ 動画広告媒体を発信できる交通機関での情報発信
- ・ テレビCMやテレビ番組タイアップなど
- ・ 関西圏で実施される「CYCLE MODE RIDE OSAKA」等のサイクルイベントへのPRブース出展 等

(3) 大隅を実際に走るモニターツアーの実施

以下の内容を含んだ関西圏の観光客向けのモニターツアーを企画、実施すること。

- ① 県外客（フェリーさんふらわぁを利用する関西圏の観光客）をターゲットとすること。
- ② モニターツアーのコース内容は指定せず、参加者に自由に大隅を走ってもらうこと。
- ③ 参加者の総数が概ね50名以上となること。（ツアーの回数の制限は無し。）
- ④ ツアー終了後は、アンケートを実施し、人気のコースや消費金額などの意見を集約すること。

【アンケート質問の例】

- ・ どのコースを走行したか
- ・ 昼食はどのような形をとったか
- ・ 走行しやすい（しにくい）コースはあるか
- ・ どこに宿泊したか
- ・ 大隅を走行する上での改善点 等

なお、モニターツアー参加に係る志布志・大阪航路の乗船料は事業委託料より支出することとする。

5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和5年3月24日（金）までに事業完了報告書を提出すること。
また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめたCD-R 1枚
- (3) 委託事業で作成したプロモーションビデオを収めたDVD 30枚（関係団体配布のため）
- (4) 委託事業で作成したプロモーションビデオの電子データ
- (5) 3(3)にて実施後に行ったアンケートの集約結果をまとめた報告書

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品する動画については、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品する写真及び動画については、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の全部又は一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。

【各市町ごとのサイクリスト休憩所（サイクルステーション） 設置箇所】

市町	
鹿屋市	ユクサおおすみ海の学校, みなと食堂
垂水市	道の駅たるみずはまびら, 道の駅たるみず湯っ足り館
曾於市	道の駅おおすみ弥五郎伝説の里
志布志市	市総合観光案内所, うなぎの駅
大崎町	あすばる大崎
東串良町	東串良町物産館ルピノンの里
錦江町	花瀬でんしろう館, ふる里館
南大隅町	道の駅根占, 佐多岬総合観光案内所, なんとん市場
肝付町	山下商店, 宙の家